ハ　講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあっては、担当する授業科目）

［ニ～ル　略］

［七～九　略］

［2　略］

（変更の承認等）

第二十五条　認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教科書を変更しようとするときは、変更後使用する教科書を含む。）を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならない。

一　長期型養成課程以外の養成課程

［イ・ロ　略］

ハ　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

［(1)　略］

(2)　授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

［(3)～(9)　略］

［ニ・ホ　略］

［二　略］

［2　略］

3　認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

一　長期型養成課程以外の養成課程

［イ　略］

ロ　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1)　実施場所（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあっては、受講形態の概要）

［(2)～(5)　略］

［ハ　略］

［二　略］

（報告）

第二十六条　［略］

2　前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

［一　略］

二　養成課程が終了したとき。

［イ～ハ　略］

ニ　講師等の氏名及び担当科目別授業時間（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあっては、担当する授業科目）

［ホ～チ　略］

ハ　講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあっては、担当する授業科目）

［ニ～ル　同上］

［七～九　同上］

［2　同上］

（変更の承認等）

第二十五条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

［(3)～(9)　同上］

［ニ・ホ　同上］

［二　同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　実施場所（随時受講型授業の場合にあっては、受講形態の概要）

［(2)～(5)　同上］

［ハ　同上］

［二　同上］

（報告）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　講師等の氏名及び担当科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあっては、担当する授業科目）

［ホ～チ　同上］